

電波利用料の見直しに関する意見

平成25年5月27日

一般社団法人 全国漁業無線協会

電波利用料の軽減措置について

漁業指導監督用海岸局(連絡回線用の固定局を含む。以下同じ)は、都道府県が自ら無線設備を整備し、あるいは漁業用海岸局の無線設備を共用して開設している無線局であり、電波法においても公共業務用無線局として位置付けられており、漁業用船舶局を通信の相手方とし、それぞれの都道府県下における漁業に関する指導監督の通信を行なうとともに漁船と漁民の安全確保、海上における災害防止等の公共の通信業務を行なっている。

漁業用海岸局は、海岸に近い場所に設置されているものが多く、電波伝搬の状況から送受信所を高い所に設け、その間の連絡回線として専用回線や固定回線を自営あるいは防災用システムの固定局を使用して運用する海岸局があり、重免許の場合、負担額が大きい。

最近では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、全国の漁業指導監督用海岸局と連携をとり、人命の救助・捜索等に公共業務用無線局としての役割を果たすとともに自然災害に関する情報周知の徹底を図っている。

また、北朝鮮による飛翔体(ミサイル)関係情報の対応など、我が国の漁船と漁業者の安全確保、災害防止に努めている。

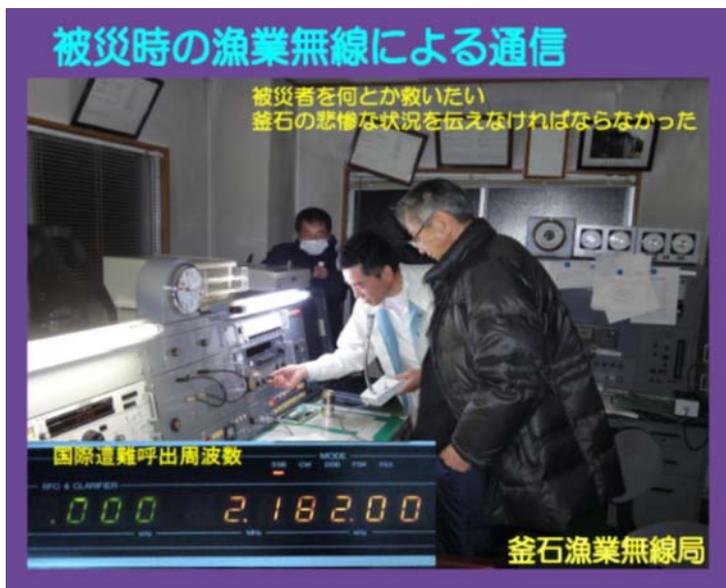
放送と同じ公共性を有する

- 漁業指導監督用海岸局(固定局を含む。以下同じ。)は地方公共団体が開設または漁業用海岸局に委託し運用するものであって公共業務用無線局であり、漁業指導監督に関する通信のほか航行の安全・気象に関する通信等を行なっている。
- 放送業務用は「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として特性係数は1/2。
- 漁業指導監督用海岸局も放送業務と同様の公共性を有している。東日本大震災では、全国の漁業指導監督用海岸局と連携し災害の状況を防災機関に伝達するなど人命の救助・捜索に大きく寄与。
- 最近では、海上保安庁との間で災害時協定を結ぶ等、より公共性が高まっている。

発災時の通信と岩手県庁への連絡ルート

非常用発電機による運用

被災直後の通信手段と経路



- 沖合船等に大津波情報を提供。
- 津波で被災した無線局の代行通信(臨機の措置)を他の無線局と連携し実施した。また被災状況や人命救助のための通信を実施し、漁船・漁業者の生命・財産の保護に努めた。